



2019年5月13日

各位

会社名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役社長 安藤之弘
(コード番号 4732 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役副社長統括本部長 山中雅文
(TEL. 052-689-1129)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議いたしました。

なお、本件は2019年6月18日に開催予定の第39期定時株主総会に付議する予定です。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるため、新たに取締役会長を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第14条 株主総会は、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>取締役会長および取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第21条 (条文省略)	第15条～第21条 (現行どおり)

<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第41条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第41条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月18日
定款変更の効力発生日	2019年6月18日

以 上